

**東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて
(6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い)**

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者の方の医療機関の窓口における患者負担の取扱いにつきまして、厚生労働省保険局医療課より平成23年6月21日に下記のとおり通知が発出されました。

下記の取扱いにつきまして、ご理解いただき、ご対応くださいますようお願いいたします。

- ◆ 1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第13条の規定により、一部負担金等の支払いを受けることを2に掲げる期間免除することができる。

1 対象者の要件

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 災害救助法の適用市町村(東京都を除く)及び被災者生活再建支援法の適用市町村のうち、【別紙】に示した市町村に住所を有する(地震の発生以後、適用市町村から他市町村に転出した場合を含む。)健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者、国民健康保険法の被保険者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者であること。

(2) 東北地方太平洋沖地震または長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- ⑥ 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行った旨

- ⑦ 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨
(⑥及び⑦に係る対象地域については、【別紙】をご参照ください。また、⑥及び⑦の対象地域以外の住民の方で、自主避難されている方は対象となりません。)
- ⑧ 特別避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第 17 条第 8 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っている旨

2 取扱いの期間

平成 24 年 2 月 29 日まで、一部負担金等の支払を免除する取扱いとする。
(ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額については、平成 23 年 8 月 31 日までを予定)

ただし、1 (2) ③「主たる生計維持者の行方が不明である旨」の場合は、生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限る。

なお、1 (2) ⑥「原子力災害対策特別措置法による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行った旨」の指示の解除の対象となった場合であっても、引き続き、6 月までの診療等分について、6 月末日まで支払を猶予する。

3 医療機関における確認等

(1) 平成 23 年 6 月末までの確認方法

1 (2) の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が 1 (1) の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の 1 (2) の申し立ての内容を診療録の備考欄に簡潔に記載しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、
氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、
氏名、生年月日、住所及び連絡先（国民健康保険の被保険者については、これらに加えて組合名）

を記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力ください。

(2) 平成 23 年 7 月 1 日からの確認の方法等

平成 23 年 7 月 1 日以降は、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払を免除する。

ただし、「以下の市町村国保の被保険者」または「以下の 3 県の後期高齢者医療広域連合の被保険者で被保険者証に記載された住所が以下の市町村である者」は、それぞれ右欄に記載する日から免除証明書の提示を求めることし、それまでの間は、被保険者証等の提示により、これを確認すれば足りるため免除証明書の提示は不要です。

県名	市町村名	免除証明書の提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成 23 年 8 月 1 日
宮城県	女川町	平成 23 年 10 月 1 日
	南三陸町	平成 23 年 9 月 1 日
福島県	田村市、南相馬市	平成 23 年 8 月 1 日
	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間の終了日まで免除証明書の提示は不要

※ 免除証明書が不要となる者以外で、平成 23 年 6 月末まで一部負担金等の支払いを猶予されていた被保険者等が、7 月以降、「一部負担金等免除証明書」を持参されなかった場合には、窓口において、一部負担金等を徴収することとなります。

その際、保険者に「一部負担金等免除証明書」の交付申請をするとともに、支払った一部負担金等の還付申請をするよう、患者さんにご周知ください。

4 その他

(1) 本取扱いに基づき、一部負担金等の支払いを猶予・免除した場合は、患者負担分を含めて、10 割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」等により、ご確認ください。

(2) 上記 3 (2) のとおり、平成 23 年 7 月 1 日からは免除証明書が必要となるため、各保険医療機関等においては、現在、一部負担金等の支払いを猶予している患者さんに対して、速やかに保険者へ免除証明書の申請を行うよう、周知してください。

(3) 次に掲げる者は、保険者に申請することにより、すでに保険医療機関等の窓口で支払った一部負担金等について、保険者から還付受けることができます。

- ① 平成 23 年 6 月末までの間に、上記 1 の要件に該当していたが一部負担金等の支払いを行った方
- ② 平成 23 年 7 月以降、保険者による手続きが遅滞している等、免除証明書を医療機関の窓口に提出しなかったことがやむを得ないと認められる方

◎一部負担金等の支払猶予（平成23年6月末まで）

◎一部負担金等の支払免除（平成24年2月末（入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額は平成23年8月末を予定）まで）

対象地域

(2011.6.23現在 千葉県医師会作成)

1. 東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の適用地域（東京都を除く） 【※ 一部負担金等の支払免除該当地域】	
(平成23年3月24日18:00 (第11報))	
岩手県	全34市町村
宮城県	全35市町村
福島県	全59市町村
青森県	八戸市、上北郡おいらせ町
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、 常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、 つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、 かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、 小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、 那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、 稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、 さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町 芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、 那須郡那珂川町
千葉県	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

2. 長野県北部の地震に係る災害救助法の適用地域

【※ 一部負担金等の支払免除該当地域】

(平成 23 年 3 月 12 日 17:00 (第 1 報))

長野県	しもみのちぐんさかえむら 下水内郡栄村
新潟県	とおかまちし じょうえつし なかうおぬまぐんつなんまち 十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

3. 被災者生活再建支援法の適用市町村のうち、以下の市町村

【※ 一部負担金等の支払い免除該当地域】

青森県	みさわし さんへぐんはしかみちょう 三沢市、三戸郡階上町
茨城県	こがし ゆうきし 古河市、結城市
栃木県	あしかがし 足利市
千葉県	銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、 八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、 香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡横芝光町

4. 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域

【※ 一部負担金等の支払免除地域】

東京電力(株)福島第二原子力発電所から半径 10 キロメートル圏内の住民 (平成 23 年 3 月 12 日 17:39)	福島県知事・広野町長・楢葉町長・富岡町長・大熊町長あて指示
東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の住民 (平成 23 年 3 月 12 日 18:25)	福島県知事・大熊町長・双葉蝶々・富岡町長・浪江町長あて指示

(参考：避難の対象地域と思われる市町村)

ふたばぐんなみえまち ふたばぐんひろのまち ふたばぐんならはまち ふたばぐんとみおかまち ふたばぐんおくまち
双葉郡浪江町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡大熊町、

ふたばぐんふたばまち みなみそうまし たむらし ふたばぐんかつらおむら ふたばぐんかわうちむら
双葉郡双葉町、南相馬市、田村市、双葉郡葛尾村、双葉郡川内村

5. 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、屋内への退避の解除に係る原子力災害対策本部長の指示の対象地域

【※ 屋内への退避に係る指示の解除となった場合であっても、6月までの診療等分について、6月末日まで、一部負担金等の支払猶予の該当地域】

東京電力(株)福島第一原子力発電所から
半径20キロメートル以上30キロメー
トル圏内の住民
(平成23年4月22日9:44)

福島県知事・浪江町長・川内村長・楢葉町
長・南相馬市長・田村市長・葛尾村長・広
野町長・いわき市長・飯舘村長あて指示

(参考：屋内退避指示が解除となった市町村)

ふたばぐんなんみえまち ふたばぐんひろのまち ふたばぐんならはまち みなみそうまし たむらし
双葉郡浪江町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、南相馬市、田村市、

ふたばぐんかつらおむら ふたばぐんかわうちむら そうまぐんいいたてむら
双葉郡葛尾村、双葉郡川内村、いわき市、相馬郡飯舘村

6. 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に係る原子力災害対策本部長の指示の対象地域

【※ 一部負担金等の支払免除該当地域】

計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内の居住者等 (平成23年4月22日9:44)	福島県知事・浪江町長・川内村長・楢葉町長・南相馬市長・田村市長・葛尾村長・広野町長・いわき市長・飯舘村長・川俣町長 あて指示
--	---

【計画的避難区域】

原則としておおむね1月程度の間に順次当該区域外へ避難のための立退きを行うこと

(対象区域)

双葉郡葛尾村、双葉郡浪江町、双葉郡飯館村、伊達郡川俣町の一部（山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班）、南相馬市の一部（原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域）のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳及び原町区片倉字行津、並びに原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班）であって、平成23年（2011年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域）を除く区域

【緊急時準備区域】

常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと。なお、この区域においては、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること。また、この区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすること。しかし、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域内に入ることは妨げられないが、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておくこと。

(対象区域)

双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡川内町、田村市の一部（都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部）及び南相馬市の一部（原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域）のうち、計画的避難区域を除いた区域）であって、平成23年（2011年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域）を除く区域

7. 【特定避難勧奨地点】

原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。

※ 「特定避難勧奨地点」として特定した旨の通知があつた日から一部負担金等の支払免除の対象

〈具体的な仕組み〉

- (1) 文部科学省は、当該地点近傍のより詳細なモニタリングを行い、その結果、年間20mSvを超えると推定される空間線量率が推定されれば、現地対策本部を通じ、速やかに福島県知事及び関係市町村長に連絡。
- (2) 現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、除染が容易でない年間20mSvを超える地点を「特定避難勧奨地点」として住居単位で特定。現地対策本部長が、該当市町村に、文書で通知。
- (3) 市町村は、「特定避難勧奨地点」に該当する住居に対して、例えば、モニタリングの結果、放射線の影響、活用できる支援措置、説明会の日程等についての説明資料を添付して、個別に通知。市町村は、避難した世帯に被災証明を発行。
特に、妊婦や子供のいる家庭等の避難を促す。
- (4) モニタリングを定期的に実施し、その結果に基づき、現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、解除は柔軟に行うこととする。